

議案第 6 4 号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第16号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長      梅      田      修      一

提案理由

職員の育児参加のための休暇の対象期間拡大に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。